

自然災害から命を守る

防災宣言

芹田地区 防災計画

— 復旧・復興編 —

令和 8 年 3 月

芹田地区自主防災会

芹田地区防災計画（復旧・復興編）

1. 基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 2
2. 本部の設置	・ ・ ・ ・ ・ 2
3. 実施スケジュール案	・ ・ ・ ・ ・ 2
4. 復旧・復興時連絡体制	・ ・ ・ ・ ・ 3
5. 行政との棲み分け	・ ・ ・ ・ ・ 3
6. 復旧・復興に向けた取組み	・ ・ ・ ・ ・ 3
7. 復旧・復興のアクションプラン	・ ・ ・ ・ ・ 4
8. 避難所運営協力	・ ・ ・ ・ ・ 6
9. 災害関連死の取組み	・ ・ ・ ・ ・ 6
10. 地域防災、減災の強化	・ ・ ・ ・ ・ 6

1. 基本方針

芹田地区住民自治協議会は、災害発生後の復旧・復興にあたり、災害発生後の混乱を最小限に抑え、地域の暮らしを一日も早く取り戻すための道筋を示すものです。行政だけでなく住民一人ひとりの力と、地域の絆によって支えられています。本計画が、誰もが安心して暮らせる地域づくりの一助となり、次世代へとつなげる防災力の礎となる事を願います。また、地域の高齢化が進む中で、災害時の生活再建には、より丁寧で持続可能な支援体制を創り上げていきます。

2. 本部の設置

本部は、原則として事務局に設置する。

本部が設置される条件は、①水害の場合は警戒レベル3が発令された時点、②地震の場合は震度5弱が発生した場合、いずれも対策本部は設置される。

会長・副会長・事務局長・芹田地区防災事務局・社会福祉協議会長・民生委員児童委員協議会長・芹田支所長・芹田公民館長等で構成し、被災状況の把握と必要な資機材の集約をして復旧・復興にとりくみます。また、17区の区長は自地区の復旧・復興に取り組むとともに本部と情報を共有します

3. 実施スケジュール表

このスケジュールは、災害対応の「時間軸」と「優先順位」を明確にすることで、混乱を防ぎ、住民の安心につながります。

タイムライン形式の実施スケジュール：復旧・復興の流れ（例）

[災害発生]

- ↓ 安否確認・避難所開設・初期被害把握
- ↓ 応急物資配布・応急修理受付・情報伝達
- ↓ ライフライン復旧・仮設トイレ設置・廃棄物処理
- ↓ 公共施設復旧計画・コミュニティー再建活動

↓ 避難路整備・防災拠点強化・進捗確認と見直し

ただし、災害の規模や状況によっては、想定を超える事態が起こりえます。そのため、本計画を基本としながらも、その時の最新の情報に応じて、常に臨機応変な対応を心がけることが必要になります。

4. 復旧・復興時連絡体制

本部構成員及び17区の区長は、所定の連絡体制に基づき、相互の連絡を円滑に行うように努めます。

5. 行政との棲み分け

災害からの復旧・復興を効果的に進めるには、住民自治協議会と市の役割を明確に分ける必要があります。両者が連携することで、スピード感ある対応ときめ細かな支援が実現します。

6. 復旧・復興に向けた取り組み

(1) 住民の命と生活を守ることを最優先とします。

高齢者・障がい者・子育て世代など要配慮者への支援を最優先に位置づけ、住民の不安を軽減する支援体制を整備します。

(2) 地域の絆と共助(近所)の力を最大限活かします。

住民自治協議会・区長・住民が連携し、防災訓練や平常時の交流を通じて、災害時の協力体制を強化します。

(3) 迅速かつ計画的な復旧を図ります。

被害状況の把握と情報共有を迅速に行い、混乱を最小限に抑え行政と関係機関との連携を強化します。また、住民自治協議会・区長が住民の窓口となり、安全な地域づくりを進めます。

(4) 行政との連携により、建設的・創造的復興を図ります。

生活再建・インフラ復旧等の進捗状況との関わりの中で、街づくりやコミュニティーの再生を図ります。

7. 復旧・復興のアクションプラン

(1) 安否確認・初期被害把握・可能な一時避難所開設

避難所は行政が開設・運営しますが、一時避難所・私的避難所・車中避難もあるので把握につとめ、可能な一時避難所の設置を含め住民の安全確保に努めます。

(2) 情報伝達・応急物資配布

災害関連制度の情報周知・不足物資の把握を通し住民の要望を集約し、行政とのパイプ役を果たします。また、偽情報の拡散には最大の注意を払って正確な情報を住民に届けます。

(3) 罹災証明書の手続き

罹災証明書とは、住家の被害状況を市が公式に認定する証明書で、災害後の公的支援（生活再建支援金・税の減免・応急修理など）を受けるための“入口”となる最重要書類です。長野市では危機管理防災課が担当し、写真と申請書の提出で手続きが進みます。

(4) 災害関連制度の一覧表

被災後、日常の生活を取り戻すことは並大抵のことではありません。金銭的な問題もさることながら、心身の疲弊は想像以上となり、長期的な活動が必要となります。

住み慣れた家屋や、生活の糧である農地や店舗が被害にあった場合は、早急に対応し生活再建に向かわなければなりません。金銭的な支援が不可欠となります。下記の制度以外にも「中小企業・自営業への支援」「安全な地域づくりへの支援」や「各種相談窓口」がありますので、各自治体に相談するのが再建の第一歩です。

◎ 経済・生活面の支援

制度の名称	支援の種類	制度の内容	問い合わせ
災害弔慰金	給付	災害により死亡した方と同居、又は生計を同じくしていた遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹)に対して支給	市町村
災害障害見舞金	給付	災害により精神又は身体に著しい障害が出た場合に支給	市町村
被災者生活再建支援制度	給付	居住する住宅が多数全壊するなどの大規模災害時において、住宅被害を受けた世帯に対して支給	市町村

信州被災者生活再建支援制度	給付	上記「被災者生活再建支援制度」の対象とならない災害において、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給	市町村
災害援護資金	給付(融資)	災害により負傷又は住居、家財に損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付け	市町村
災害見舞金	給付	上記支援制度が適用にならない場合、災害により人的被害を受けた方、災害により死亡した方の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹)又は住家被害のあった世帯に対して見舞金を支給 ※災害見舞金が適用除外になる場合は ① 災害弔慰金・災害障害見舞金 ② (国)被災者生活再建支援制度 ③ 信州型補助金 のいずれかの支給を受けている場合	県
生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害援護費))	貸付(融資)	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける	都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会
小・中学校の就学援助措置	給付・還付	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助	都道府県、市町村、学校
高等学校授業料等減免措置	減免・猶予	災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学科及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除	都道府県、市町村、学校

◎ 住まいの確保・再建のための支援

制度の名称	支援の種類	制度の内容	問い合わせ
災害復興住宅融資(建設)	貸付(融資)	被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付された方が、住宅を建設する場合に受けられる融資	独立行政法人住宅金融支援機構
災害復興住宅融資(新築住宅購入、中古住宅購入)	貸付(融資)	被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付された方が、新築住宅、中古住宅を購入する場合に受けられる融資	独立行政法人住宅金融支援機構
災害復興住宅融資(補修)	貸付(融資)	被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付された方が、住宅を補修する場合に受けられる融資	独立行政法人住宅金融支援機構
住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	減免・猶予(延長・金利の引き下げを含む)	地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けた、返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。)に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援	独立行政法人住宅金融支援機構

生活福祉資金制度による貸付 (福祉費(住宅補修費))	貸付(証資)	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、 改築等に必要な経費を貸付	都道府県社会福祉協議会又は市町 村社会福祉協議会
災害物の除去(災害救助法)	現物支給	災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその 周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障を きたしている方に対して、障害物を除去	都道府県、災害 救助法が適用さ れた市町村
ブルーシートの展張(災害救助 法)	現物支給	住宅の屋根、外壁、建具(窓や玄関)等に損傷があ り、ひとたび雨が降れば浸水を免れない世帯でか つ自治体から準半壊以上(相当)と判断された世帯 に対して、ブルーシート等の資材の現物給付、また は、修理業者・団体によるブルーシート展張等の修 理を提供	都道府県、災害 救助法が適用さ れた市町村
住宅の応急修理(災害救助法)	現物支給	住宅が中規模半壊、半壊(半焼)、準半壊のいづれ かの住家被害を受け、自ら修理する資力がない世 帯又は、大規模な補修を行わなければ居住するこ とが困難である程度に住家が半壊した世帯に対 して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生 活に必要な最小限度の部分を応急的に修理	都道府県、災害 救助法が適用さ れた市町村

「内閣府 被災者支援に関する各種制度の概要」より作成

8. 避難所運営協力

- (1) 公的避難所・車中避難・私的避難所・一時避難場所を含め実態を把握します。
- (2) 子どもの居場所・ペット同伴者・要配慮者等の情報を把握し対応します。
- (3) コミュニティーとプライバシーに配慮し運営に協力します。

9. 災害関連死の取組み

災害関連死をなくすために関係部署と情報を共有し、住民の要望をもとに生活環境の改善に努めるとともに、コミュニティの活用を進めます。

10. 地域防災、減災の強化

防災・減災の強化は、災害に備える力だけでなく「乗り越える力」を育てる必要があります。住民の命と暮らしを守るために行政・専門機関・住民が連携し知識・技術・仕組みを根付かせる為に防災教育の充実を実施します。

復旧・復興編の策定に当たって

豪雨災害発生直後

豪雨災害その後

1 裾花川決壊、犀川決壊での想定被害

《備蓄》◆食料品、寝具類▶1週間程度を、各家庭で準備を

① 取残された者



② 床上浸水



③ 床下浸水 他



(1) 避難行動要支援者世帯

(2) 障害者世帯
①寝たきり世帯
②車椅子利用者
③視覚障がい者
④聴覚障がい者

(3) その他の世帯
▶健全者世帯
▶外国人世帯

◆豪雨災害に準じて

◆暫定的、一時的
(公的避難所設置までの間)



《一時避難所の設置等》

- ①食糧品
- ②トイレ
- ③寝具
- ④その他
 - ・生活関連用品
 - ・医療関係

《被災状況等》

- ①被災状況の把握
- ②従前の生活再建支援
- ③車中泊避難
- ④その他▶防犯パトール

復旧

建物や道路など、形あるものを元にもどすこと

◆「できる範囲内」で

- ①被災状況調査、罹災証明発行支援
- ②廃棄物の処分
- ③汚泥除去、倒壊建物の片付け、運搬
- ④ボランティアの振り分け等
- ⑤復旧支援資機材の調達、貸出し等



復興

以前より町を安全にしたり、産業を活発にしたりして、人々の暮らしをよりよくすること

◆行政に委ねては?

- ①仮設住宅建設対応等
- ②仮設住宅入居者の把握等
- ③仮設住宅の選定等
- ④仮設住宅への転居等

地震災害発生直後

地震発生その後

2025.11.12

以上

芹田地区防災計画（復旧・復興編）

令和8年3月

芹田地区自主防災会

